

瀬戸市告示第 1 1 1 号



瀬戸市議会 9 月定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 3 1 日 午前 1 0 時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 5 5 号 議 案	瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例の一部改正について……………	1
第 5 6 号 議 案	瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例 の廃止について……………	3
第 5 7 号 議 案	瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自 動車の使用及びポスターの作成の公営に関す る条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙 におけるビラの作成の公営に関する条例の一 部改正について……………	4
第 5 8 号 議 案	瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する 条例の一部改正について……………	7
第 5 9 号 議 案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	8
第 6 0 号 議 案	瀬戸市旅費条例の一部改正について……………	1 0
第 6 1 号 議 案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時 特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の 退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部 を改正する条例の一部改正について……………	1 3
第 6 2 号 議 案	瀬戸市消防団条例の一部改正について……………	2 0
第 6 3 号 議 案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例及び瀬戸市家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の一部改正につい て……………	2 1

第 6 4 号議案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……	3 7
第 6 5 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	3 9
第 6 6 号議案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について……………	6 4
第 6 7 号議案	瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について……	6 6
第 6 8 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について……………	6 8
第 6 9 号議案	市道路線の認定について……………	7 0
第 7 0 号議案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	7 3
第 7 1 号議案	令和 8 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）…	別冊
第 7 2 号議案	令和 8 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 3 号議案	令和 8 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 4 号議案	令和 8 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 5 号議案	令和 8 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 6 号議案	令和 8 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（	

	第 1 号)	別冊
認定第 1 号	令和 7 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 3 号	令和 7 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 4 号	令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 5 号	令和 7 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 6 号	令和 7 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	別冊
認定第 7 号	令和 7 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について	別冊
同意第 1 5 号	瀬戸市教育委員会委員の任命について	別途
同意第 1 6 号	瀬戸市公平委員会委員の選任について	別途
同意第 1 7 号	瀬戸市監査委員の選任について	別途
報告第 1 0 号	令和 7 年度瀬戸市健全化判断比率の報告について	別紙
報告第 1 1 号	令和 7 年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について	別紙
報告第 1 2 号	令和 7 年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について	別紙
報告第 1 3 号	令和 7 年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算	

	について……………	別紙
報告第14号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第15号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第16号	放棄した債権の報告について……………	別紙
提出	令和7年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和7年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経 営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和7年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状 況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和7年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団 の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

8 年市長提出第 5 5 号議案

瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年瀬戸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による作成等) 第 6 条 <省略> <u>(添付書面等の省略)</u> 第 7 条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合に	(電磁的記録による作成等) 第 6 条 <省略>

は、添付を要しないこととすることができる。 (手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) <u>第8条</u> <省略> (委任) <u>第9条</u> <省略>	(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) <u>第7条</u> <省略> (委任) <u>第8条</u> <省略>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、法人ベース・レジストリ等の導入に伴い、申請時における負担軽減を図るに当たり、瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 5 6 号議案

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の廃止について

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例を廃止する条例

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成 1 5 年瀬戸市条例第 1 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けた者に係る廃止前の瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例第 7 条第 3 項ただし書に規定する使用料の納付及び同条例第 8 条ただし書に規定する使用料の還付に関しては、同条例第 7 条及び第 8 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市デジタルリサーチパークセンターを廃止するため必要があるからである。

8 年市長提出第 5 7 号議案

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年瀬戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成	第 5 条 市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成

単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 万 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 万 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。
--	--

（瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 2 条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公費の支払） 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8 円 3 8 銭</u>を超える場合は、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであ	（公費の支払） 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7 円 7 3 銭</u>を超える場合は、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであ

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行を考慮し、選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定するに当たり、瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 5 8 号議案

瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正について

瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する
条例

瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 2 3 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 条 「財政事情」の公表は、 <u>毎会計年度 1 回</u> これを行うものとする。	第 2 条 「財政事情」の公表は、 <u>毎年 2 回</u> これを行うものとする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）による改正後の地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 5 9 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 3（第 1 5 条関係）			別表第 3（第 1 5 条関係）		
手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
<省略>			<省略>		
災害応急 作業等手 当	消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊に係る業務に従事したとき又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、等若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域	日額 1, 4 4 0 円（災害対策基本法に基づき立入禁止区域において業務を行つた場合にあつたとき又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、等若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域	災害応急 作業等手 当	消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊に係る業務に従事したとき又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、等若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域	日額 1, 0 8 0 円（災害対策基本法に基づき立入禁止区域において業務を行つた場合にあつたとき又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、等若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域

に派遣されて行う災害応急 作業若しくは応急作業のた めの災害状況の調査に係る 業務に従事したとき。	ては 2, 8 8 0 円)	に派遣されて行う災害応急 作業若しくは応急作業のた めの災害状況の調査に係る 業務に従事したとき。	ては 2, 1 6 0 円)
--	-------------------	--	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(理 由)

この案を提出するのは、人事院規則 9－3 0（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（令和 8 年人事院規則 9－3 0－1 1 3）の施行に伴い、瀬戸市職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 0 号議案

瀬戸市旅費条例の一部改正について

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和 2 6 年瀬戸市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 1 6 条、第 1 7 条関係）				別表（第 1 6 条、第 1 7 条関係）			
区分	宿泊費基準額（1 夜につき）		宿泊手当 （1 夜につ き）	区分	宿泊費基準額（1 夜につき）		宿泊手当 （1 夜につ き）
	市長等	市長等以外			市長等	市長等以外	
	円	円	円		円	円	円
北海道	<u>2 0, 0 0 0</u>	<u>1 5, 0 0 0</u>	<省略>	北海道	<u>1 8, 0 0 0</u>	<u>1 3, 0 0 0</u>	<省略>
青森県	<u>1 6, 0 0 0</u>	<u>1 2, 0 0 0</u>		青森県	<u>1 5, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>	
岩手県	<u>1 3, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>		岩手県	<u>1 3, 0 0 0</u>	<u>9, 0 0 0</u>	
宮城県	<u>1 6, 0 0 0</u>	<u>1 2, 0 0 0</u>		宮城県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>	
秋田県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>		秋田県	<u>1 5, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>	
山形県	<u>1 3, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>		山形県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>	
福島県	<u>1 2, 0 0 0</u>	<u>9, 0 0 0</u>		福島県	<u>1 1, 0 0 0</u>	<u>8, 0 0 0</u>	
茨城県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>		茨城県	<u>1 5, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>	
栃木県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 1, 0 0 0</u>		栃木県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>	
群馬県	<u>1 6, 0 0 0</u>	<u>1 2, 0 0 0</u>		群馬県	<u>1 4, 0 0 0</u>	<u>1 0, 0 0 0</u>	
埼玉県	<u>2 1, 0 0 0</u>	<u>1 6, 0 0 0</u>		埼玉県	<u>2 7, 0 0 0</u>	<u>1 9, 0 0 0</u>	
千葉県	<u>2 2, 0 0 0</u>	<u>1 7, 0 0 0</u>		千葉県	<u>2 4, 0 0 0</u>	<u>1 7, 0 0 0</u>	
東京都	<u>2 7, 0 0 0</u>	<u>2 1, 0 0 0</u>		東京都	<u>2 7, 0 0 0</u>	<u>1 9, 0 0 0</u>	
神奈川県	<u>2 1, 0 0 0</u>	<u>1 6, 0 0 0</u>		神奈川県	<u>2 2, 0 0 0</u>	<u>1 6, 0 0 0</u>	

新潟県	<u>21,000</u>	16,000
富山県	<u>14,000</u>	11,000
石川県	13,000	<u>10,000</u>
福井県	<u>13,000</u>	10,000
山梨県	17,000	<u>13,000</u>
長野県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
岐阜県	<u>17,000</u>	13,000
静岡県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
愛知県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
三重県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
滋賀県	<u>14,000</u>	11,000
京都府	<u>26,000</u>	<u>20,000</u>
大阪府	<u>21,000</u>	<u>16,000</u>
兵庫県	<u>22,000</u>	<u>17,000</u>
奈良県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
和歌山県	<u>14,000</u>	11,000
鳥取県	<u>12,000</u>	9,000
島根県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
岡山県	<u>18,000</u>	<u>14,000</u>
広島県	18,000	<u>14,000</u>
山口県	<u>12,000</u>	9,000
徳島県	<u>13,000</u>	10,000
香川県	<u>20,000</u>	15,000
愛媛県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
高知県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>
福岡県	<u>22,000</u>	<u>17,000</u>
佐賀県	<u>14,000</u>	11,000
長崎県	<u>17,000</u>	<u>13,000</u>
熊本県	<u>18,000</u>	14,000
大分県	<u>14,000</u>	11,000
宮崎県	<u>14,000</u>	11,000
鹿児島県	<u>14,000</u>	11,000
沖縄県	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>

新潟県	<u>22,000</u>	16,000
富山県	<u>15,000</u>	11,000
石川県	13,000	<u>9,000</u>
福井県	<u>14,000</u>	10,000
山梨県	17,000	<u>12,000</u>
長野県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>
岐阜県	<u>18,000</u>	13,000
静岡県	<u>13,000</u>	9,000
愛知県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>
三重県	<u>13,000</u>	<u>9,000</u>
滋賀県	<u>15,000</u>	11,000
京都府	<u>27,000</u>	<u>19,000</u>
大阪府	<u>18,000</u>	<u>13,000</u>
兵庫県	<u>17,000</u>	<u>12,000</u>
奈良県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>
和歌山県	<u>15,000</u>	11,000
鳥取県	<u>11,000</u>	<u>8,000</u>
島根県	<u>13,000</u>	<u>9,000</u>
岡山県	<u>14,000</u>	<u>10,000</u>
広島県	18,000	<u>13,000</u>
山口県	<u>11,000</u>	<u>8,000</u>
徳島県	<u>14,000</u>	10,000
香川県	<u>21,000</u>	15,000
愛媛県	<u>14,000</u>	<u>10,000</u>
高知県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>
福岡県	<u>25,000</u>	<u>18,000</u>
佐賀県	<u>15,000</u>	11,000
長崎県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>
熊本県	<u>20,000</u>	14,000
大分県	<u>15,000</u>	11,000
宮崎県	<u>17,000</u>	<u>12,000</u>
鹿児島県	<u>17,000</u>	<u>12,000</u>
沖縄県	<u>15,000</u>	<u>11,000</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 3 号）の内容を考慮し、瀬戸市旅費条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 1 号議案

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部改正について

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例
及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条
例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正す
る条例（昭和 4 2 年瀬戸市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附 則 (低額年金の年額についての特例)		附 則 (低額年金の年額についての特例)	
3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>令和 8 年 4 月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。		3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>令和 7 年 4 月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。	
退職年金又は遺族年金	金額	退職年金又は遺族年金	金額

65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1,208,600</u>	65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1,185,900</u>
65歳未満の者に給する退職年金	<u>906,400</u>	65歳未満の者に給する退職年金	<u>889,400</u>
遺族年金	<u>845,100</u>	遺族年金	<u>829,200</u>
4 令和8年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。		4 令和7年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。	

（瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例（昭和51年瀬戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （遺族年金の年額に係る加算の特例） 第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和30年瀬戸市条例第14号）第8条第1項に規定する遺族で、遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。）である子が2人以上ある場合 <u>28万4,400円</u> (2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限	附 則 （遺族年金の年額に係る加算の特例） 第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和30年瀬戸市条例第14号）第8条第1項に規定する遺族で、遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。）である子が2人以上ある場合 <u>27万9,100円</u> (2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限

る。)が1人ある場合 <u>16万2,400円</u>	る。)が1人ある場合 <u>15万9,400円</u>
(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>16万2,000円</u>	(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>15万9,000円</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例(以下「改正後の条例第7号」という。)及び第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例(以下「改正後の条例第37号」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(多額所得による退職年金停止についての経過措置)

第2条 令和8年4月分から同年6月分までの退職年金に関する瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例(昭和24年瀬戸市条例第11号)第3条の規定の適用については、附則第4条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金の年額とする。

(遺族年金の年額に係る加算についての経過措置)

第3条 改正後の条例第37号附則第3条第1項の規定は、令和8年4月1日前に支給すべき事由の生じた遺族年金で令和8年4月分以後に支給すべきものについて適用し、令和8年3月分以前に支給すべき遺族年金については、なお従前の例による。

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第4条 職員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和8年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基

礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第5条 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(内払)

第6条 改正後の条例第7号及び改正後の条例第37号の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例又は第2条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退職年金又は遺族年金は、それぞれ改正後の条例第7号又は改正後の条例第37号の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。

附則別表（附則第4条関係）

退職年金又は遺族年金の年額の計算 の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1, 147, 000	1, 223, 800
1, 197, 800	1, 278, 100
1, 250, 000	1, 333, 800
1, 301, 700	1, 388, 900
1, 354, 600	1, 445, 400
1, 387, 400	1, 480, 400
1, 420, 300	1, 515, 500

1, 4 5 7, 6 0 0	1, 5 5 5, 3 0 0
1, 5 1 0, 8 0 0	1, 6 1 2, 0 0 0
1, 5 5 6, 6 0 0	1, 6 6 0, 9 0 0
1, 5 9 9, 4 0 0	1, 7 0 6, 6 0 0
1, 6 5 1, 0 0 0	1, 7 6 1, 6 0 0
1, 7 0 3, 1 0 0	1, 8 1 7, 2 0 0
1, 7 5 9, 8 0 0	1, 8 7 7, 7 0 0
1, 8 1 7, 2 0 0	1, 9 3 9, 0 0 0
1, 8 8 8, 7 0 0	2, 0 1 5, 2 0 0
1, 9 3 3, 9 0 0	2, 0 6 3, 5 0 0
1, 9 9 2, 0 0 0	2, 1 2 5, 5 0 0
2, 0 4 8, 7 0 0	2, 1 8 6, 0 0 0
2, 1 6 1, 0 0 0	2, 3 0 5, 8 0 0
2, 1 9 1, 2 0 0	2, 3 3 8, 0 0 0
2, 2 7 7, 8 0 0	2, 4 3 0, 4 0 0
2, 3 9 2, 8 0 0	2, 5 5 3, 1 0 0
2, 5 2 0, 0 0 0	2, 6 8 8, 8 0 0
2, 5 8 4, 9 0 0	2, 7 5 8, 1 0 0
2, 6 4 6, 8 0 0	2, 8 2 4, 1 0 0
2, 7 3 5, 2 0 0	2, 9 1 8, 5 0 0
2, 7 8 7, 3 0 0	2, 9 7 4, 0 0 0
2, 9 3 8, 0 0 0	3, 1 3 4, 8 0 0
3, 0 1 2, 9 0 0	3, 2 1 4, 8 0 0
3, 0 9 0, 9 0 0	3, 2 9 8, 0 0 0

3, 2 4 1, 4 0 0	3, 4 5 8, 6 0 0
3, 3 9 3, 0 0 0	3, 6 2 0, 3 0 0
3, 4 3 2, 6 0 0	3, 6 6 2, 6 0 0
3, 5 5 7, 9 0 0	3, 7 9 6, 3 0 0
3, 7 3 5, 7 0 0	3, 9 8 6, 0 0 0
3, 9 1 1, 9 0 0	4, 1 7 4, 0 0 0
4, 0 2 0, 6 0 0	4, 2 9 0, 0 0 0
4, 1 2 6, 7 0 0	4, 4 0 3, 2 0 0
4, 3 4 2, 0 0 0	4, 6 3 2, 9 0 0
4, 5 5 2, 8 0 0	4, 8 5 7, 8 0 0
4, 5 9 4, 2 0 0	4, 9 0 2, 0 0 0
4, 7 5 8, 0 0 0	5, 0 7 6, 8 0 0
4, 9 6 4, 6 0 0	5, 2 9 7, 2 0 0
5, 1 7 0, 1 0 0	5, 5 1 6, 5 0 0
5, 3 7 4, 2 0 0	5, 7 3 4, 3 0 0
5, 5 0 3, 1 0 0	5, 8 7 1, 8 0 0
5, 6 4 0, 4 0 0	6, 0 1 8, 3 0 0
5, 9 0 4, 9 0 0	6, 3 0 0, 5 0 0

退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額が1, 1 4 7, 0 0 0円未満の場合においては、その年額に1. 0 6 7を乗じて得た額（5 0円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0円以上1 0 0円未満の端数があるときはこれを1 0 0円に切り上げる。）を、5, 9 0 4, 9 0 0円を超える場合においてはその年額を仮定給料年額とする。

（理 由）

この案を提出するのは、恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）に規定する年金である恩給の額が改定されたことに伴い、この改定の措置に準じて瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 2 号議案

瀬戸市消防団条例の一部改正について

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例（昭和 4 2 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命) 第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、 消防団の推薦に基づき、市長が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 本市に居住し、 <u>勤務し、又は通学する者</u> (2)及び(3) <省略>	(任命) 第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、 消防団の推薦に基づき、市長が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。 (1) 本市に居住し、 <u>又は勤務する者</u> (2)及び(3) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、消防団への若年層の入団促進を図るに当たり、瀬戸市消防団条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 3 号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (1)及び(2) <省略> (3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼 児のうち、満 3 歳に満たない者（法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (1)及び(2) <省略> (3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼 児のうち、満 3 歳に満たない者（法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条

第 1 1 項第 2 号若しくは同条第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満 3 歳に満たない者及び当該満 3 歳以上の児童) をいう。 (4)から(6)まで <省略> (6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業をいう — (7)から(9)まで <省略> (家庭的保育事業者等の一般原則) 第 5 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>その結果を公表し</u>、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 及び 6 <省略> (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保	第 1 1 項第 2 号又は同条第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満 3 歳に満たない者及び当該満 3 歳以上の児童) をいう。 (4)から(6)まで <省略> (7)から(9)まで <省略> (家庭的保育事業者等の一般原則) 第 5 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>それらの結果を公表し</u>、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 及び 6 <省略> (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>この条</u>において同じ。）又は保育が
--	--

育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者 (以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)</u>にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) <省略> (3) 当該家庭的保育事業者等<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略>	継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) <省略> (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業<u>(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)</u>の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。)</u>を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略>
--	---

3 <省略> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略> 5 及び 6 <省略> 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) <省略> （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u> <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2</u>	3 <省略> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略> 5 及び 6 <省略> 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) <省略> （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> 第13条 削除
---	---

<u>項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第14条 ＜省略＞	第14条 ＜省略＞
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
3から5まで ＜省略＞	3から5まで ＜省略＞
（食事の提供の特例）	（食事の提供の特例）
第16条 <u>次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</u>	第16条 <u>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</u>
(1)から(5)まで ＜省略＞	(1)から(5)まで ＜省略＞
2 搬入施設は、<u>次に掲げるいずれかの施設とす</u>	2 搬入施設は、<u>次の各号に掲げるいずれかの施</u>

る。 (1)から(3)まで <省略> (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（<u>第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。</u>） （家庭的保育事業所等内部の規程）	設とする。 (1)から(3)まで <省略> (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （家庭的保育事業所等内部の規程）
第18条 家庭的保育事業者等は、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)から(5)まで <省略> (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u> (7)から(11)まで <省略> （設備の基準）	第18条 家庭的保育事業者等は、<u>次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1)から(5)まで <省略> (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)から(11)まで <省略> （設備の基準）
第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、<u>次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</u>	第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、<u>次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</u>

(1)から(7)まで <省略>			(1)から(7)まで <省略>		
第1節 小規模保育事業の区分			第1節 小規模保育事業の区分		
第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u> 及び小規模保育事業C型 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u> とする。			第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。			第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)から(6)まで <省略>			(1)から(6)まで <省略>		
(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。			(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。		
ア <省略>			ア <省略>		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が <u>1以上</u> 設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が <u>一以上</u> 設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
<省略>			<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>	4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け

	られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）		られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	2及び3　＜省略＞		2及び3　＜省略＞
ウからクまで　＜省略＞ （職員）		ウからクまで　＜省略＞ （職員）	
第29条　＜省略＞		第29条　＜省略＞	
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2)　＜省略＞ (3)　満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき1人 (4)　＜省略＞		2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2)　＜省略＞ (3)　満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき1人 (4)　＜省略＞	
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しく			

は大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(職員)	(職員)
第31条 <省略>	第31条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつ	

ては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用）	（準用）
第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。 （利用定員）	第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> （利用定員）
第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の</u>	第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の</u>

<u>3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、<u>次に掲げる</u>保育を提供するものとする。 (1)から(5)まで <省略> (設備及び<u>備品等</u>) 第38条 <省略> (保育所型事業所内保育事業所の設備の基準) 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア <省略> イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が<u>1以上</u>設けられていること。	<u>3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、<u>次の各号に</u>掲げる保育を提供するものとする。 (1)から(5)まで <省略> (設備及び<u>備品</u>) 第38条 <省略> (保育所型事業所内保育事業所の設備の基準) 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア <省略> イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が<u>一以上</u>設けられていること。																								
<table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td colspan="3"><省略></td></tr><tr><td>4階以上の階</td><td>常用</td><td><省略></td></tr><tr><td></td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該</td></tr></table>	階	区分	施設又は設備	<省略>			4階以上の階	常用	<省略>		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該	<table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td colspan="3"><省略></td></tr><tr><td>4階以上の階</td><td>常用</td><td><省略></td></tr><tr><td></td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該</td></tr></table>	階	区分	施設又は設備	<省略>			4階以上の階	常用	<省略>		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該
階	区分	施設又は設備																							
<省略>																									
4階以上の階	常用	<省略>																							
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該																							
階	区分	施設又は設備																							
<省略>																									
4階以上の階	常用	<省略>																							
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該																							

	屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）		屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	2及び3　＜省略＞		2及び3　＜省略＞
ウからクまで　＜省略＞ （保育所型事業所内保育事業所の職員）		ウからクまで　＜省略＞ （保育所型事業所内保育事業所の職員）	
第44条　＜省略＞		第44条　＜省略＞	
2　＜省略＞		2　＜省略＞	
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、 <u>1人</u> に限り、保育士とみなすことができる。		3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を <u>1人</u> に限り、保育士とみなすことができる。	
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、 <u>1人</u> に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければな			

らない。	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （小規模型事業所内保育事業所の職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第47条 <省略>	第47条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>看護師等</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する <u>保健師又は看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （準用）	
	（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等</u>にあつては、保育士又は当該認定	第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第48条において準用する第4号において同じ。）</u>」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」</u>と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者</u>をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項
---	---

<u>地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u> 2 <u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u>
--	--

（瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 <省略> 3 <u>令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「数の基準」とあるのは、「数の基準（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」とする。</u> 4 <u>附則第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育</u>	附 則 (経過措置) 2 <省略> 3 <u>前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模</u>

事業者（Ｂ型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。	型事業所内保育事業者は、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は公布の日から、第１条中瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（理 由）

この案を提出するのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第１０号）の施行に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 4 号議案

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年瀬戸市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第 1 3 条 <省略> <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下	(虐待等の禁止) 第 1 3 条 <省略>

<u>で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係 る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する 犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を 講じなければならない。</u>	
--	--

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に伴い、瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 5 号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章及び第 2 章 <省略> 第 3 章 <省略> 第 1 節及び第 2 節 <省略> 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 5 1 条－第 5 2 条) 第 4 章 <省略> 附則 (定義)	目次 第 1 章及び第 2 章 <省略> 第 3 章 <省略> 第 1 節及び第 2 節 <省略> 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 5 1 条・第 5 2 条) 第 4 章 <省略> 附則 (定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (1)から(5)まで <省略>	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (1)から(5)まで <省略>

(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (6)の3 <u>満3歳以上限定小規模保育</u> 法第7条第7項第2号に規定する満3歳以上限定小規模保育をいう。 (7)から(10)まで <省略> (11) <省略> (11)の2 <u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 <u>保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)から(18)まで <省略> (19) <u>教育・保育</u> 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。 (20)から(22)まで <省略> (23) <u>特定地域型保育事業</u> 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 <省略> 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、	(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7)から(10)まで <省略> (11) <省略> (12)から(18)まで <省略> (19) <u>教育・保育</u> 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。 (20)から(22)まで <省略> (23) <u>特定地域型保育事業</u> 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 <省略> 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前
---	---

当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	<u>子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの</u>総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの</u>総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 <省略>	4 <省略>
5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに<u>講じなければならない。</u> （あっせん、調整及び要請に対する協力）	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに<u>講ずるよう努めなければならない。</u> （あっせん、調整及び要請に対する協力）
第7条 <省略>	第7条 <省略>
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学</u>

利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び<u>第42条第6項第1号</u>において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	<u>前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び<u>第42条第4項第1号</u>において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第13条 <省略>	第13条 <省略>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(7) <u>教育認定子ども</u> 77, 101円	(7) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77, 101円
(4) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 1	(4) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定

01円) イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (7) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (4) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ <省略> (4)及び(5) <省略> 5及び6 <省略> （<u>施設型給付費</u>の額に係る通知等） 第14条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育提供証明書</u>を教育・保育給付認定保護者に対して交付しな	する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円) イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (7) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (4) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ <省略> (4)及び(5) <省略> 5及び6 <省略> （<u>施設型給付費等</u>の額に係る通知等） 第14条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育を提供したことを証する書類</u>を教育・保育給付認定保護者
--	---

なければならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園（<u>認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを含む。</u>）である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に定める措置を</u>講じなければならない。 (1)から(3)まで <省略> 2から4まで <省略> (記録の整備) 第34条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) 第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。	に対して交付しなければならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号に定める</u>措置を講じなければならない。 (1)から(3)まで <省略> 2から4まで <省略> (記録の整備) 第34条 <省略> 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) 第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。
--	--

以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「同号」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別</u>	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中

利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(Ⅱ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準)	「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(Ⅱ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準)
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し<u>特別利用教育</u>を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、<u>特別利用教育</u>を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど

も」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 <省略>

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

も」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ど

(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> 3. <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する<u>事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始に</u>	<u>もとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する<u>運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなら</u>
---	--

ついて利用申込者の同意を得なければならない。	ない。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条 <省略>	第39条 <省略>
2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに<u>講じなければならない</u>。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 <省略> 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに<u>講ずるよう努めるものとする</u>。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 <省略> 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
---	---

(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) <省略> (3) 当該特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。</u>）により特定地域型保育（<u>満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。</u>）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項第2号</u>に規定するその他の<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに限る。<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) <省略> (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項</u>に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。<u>以下この号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは</u>、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。	2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは</u>、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
3 <省略>	3 <省略>
4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次に掲げる要件のいずれかを満たすときは</u>、第1項第2号の規定	4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは</u>、第1項第2号

を適用しないこととすることができる。	の規定を適用しないこととすることができる。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
5 <省略>	5 <省略>
6 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u> <u>は、第1項第3号の規定を適用しないことと</u> <u>することができる。</u>	6 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項</u> <u>第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著</u> <u>しく困難であると認めるときは、同号の規定を</u> <u>適用しないこととすることができる。</u>
(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定</u> <u>による調整を行うに当たって、特定地域型保</u> <u>育事業者による特定地域型保育の提供を受け</u> <u>ていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に</u> <u>取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者</u> <u>による特定地域型保育の提供の終了に際して</u> <u>、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育</u> <u>・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き</u> <u>続き必要な教育・保育が提供されるよう必要</u> <u>な措置を講じているとき。</u>	
(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号</u> <u>に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく</u> <u>困難であると認めるとき（前号に該当する場</u> <u>合を除く。）。</u>	
7 前項（<u>第2号に係る部分に限る。</u>）の場合に おいて、特定地域型保育事業者は、児童福祉法 第59条第1項に規定する施設の<u>うち次に掲げ</u> <u>るもの（入所定員が20人以上のものに限る。</u> <u>）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事</u> <u>業所であって、市長が適当と認めるものを第1</u> <u>項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施</u> <u>設又は事業所として適切に確保しなければなら</u> <u>ない。</u>	7 前項の場合において、特定地域型保育事業者 は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設 のうち、<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以</u> <u>上のものに限る。）</u>であって、市長が適当と認 めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連 携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければな らない。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
8 <u>満3歳以上限定小規模保育事業者は、第1項</u> <u>本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当</u> <u>たって、同項第3号に係る連携協力を求めるこ</u>	

<u>とを要しない。</u>	
9 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、<u>第1項本文の規定にかかわらず</u>、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
10 <省略>	9 <省略>
11 <省略>	10 <省略>
12 <省略> （利用者負担額等の受領）	11 <省略> （利用者負担額等の受領）
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
2から6まで <省略> （特定地域型保育に関する評価等）	2から6まで <省略> （特定地域型保育に関する評価等）
第45条 <省略>	第45条 <省略>
2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>その結果を公表し</u>、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>それらの結果を公表し</u>、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで <省略> (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） (8)から(11)まで <省略> (勤務体制の確保等)	(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで <省略> (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。） (8)から(11)まで <省略> (勤務体制の確保等)
第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 <省略> (記録の整備)	第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 <省略> (記録の整備)
第49条 <省略> 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) 次条において準用する第30条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った	第49条 <省略> 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> (4) 次条において準用する第30条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処

処置についての記録 (準用) 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、<u>第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と、第25条中「<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを含む。）である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>」とあるのは「<u>第33条の10第1項各号</u>」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準)	置についての記録 (準用) 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、<u>第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育を提供したことを証する書類</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育を提供したことを証する書類</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準)
---	--

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>及び<u>第52条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（<u>第37条第3項</u>、<u>第39条第3項</u>及び<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども

に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。））」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条に

も（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」
とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別
利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに
係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と
、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲
げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号
の内閣総理大臣が定める基準により算定した費
用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの
は「前項」と、同条第4項中「前3項」とある
のは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは
「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項
第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要す
る費用」と、同条第5項中「前各項」とあるの
は「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限
定小規模保育事業者を除く。以下この条におい
て同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し
特定利用地域型保育を提供する場合には、法第
46条第1項に規定する地域型保育事業の認可
基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により
特定利用地域型保育を提供する場合には、当該
特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定
子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用し
ている満3歳未満保育認定子ども（第51条第
1項の規定により特別利用地域型保育を提供す
る場合にあっては、当該特別利用地域型保育の
対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が
、第37条第2項の規定により定められた利用
定員の総数を超えないものとする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第
2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型
保育を提供する場合には、法第46条第1項に
規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しな
ければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により
特定利用地域型保育を提供する場合には、当該
特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に
掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保
育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を
現に利用している同条第3号に掲げる小学校就
学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど
も（前条第1項の規定により特別利用地域型保
育を提供する場合にあっては、当該特別利用地
域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給
付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第
2項の規定により定められた利用定員の総数を
超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）<u>）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の<u>市町村</u>が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 （電磁的記録等）	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の<u>瀬戸市</u>が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 （電磁的記録等）
第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方	第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている<u>又は想定される</u>ものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的

式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。	記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。
2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。	2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
3から5まで <省略>	3から5まで <省略>
6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「<u>書面等</u>の交付又は提出」とあり、及び「<u>書面等</u>に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「<u>書面等</u>による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「<u>書面等</u>を交付し、又は提出した」とあるのは「<u>書面等</u>による同意を得た」と、「記	6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「

<u>載事項を</u>」とあるのは「<u>同意に関する事項を</u>」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「<u>第2項の</u>」とあるのは「第6項において準用する<u>第2項の</u>」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「<u>次項</u>において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 (連携施設に関する経過措置)	<u>記載事項</u>」とあるのは「<u>同意に関する事項</u>」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、<u>同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と</u>、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「<u>第2項</u>」とあるのは「第6項において準用する<u>第2項</u>」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「<u>第6項</u>において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 (連携施設に関する経過措置)
第5条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（理 由）

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 6 号議案

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
<省略>		<省略>	
市長	瀬戸市母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	瀬戸市母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
市長	瀬戸市心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定める		

	<u>もの</u>		
<u>市長</u>	瀬戸市精神障害者医療費の助成に 関する事務であって規則で定める <u>もの</u>		
<省略>		<省略>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出するのは、個人番号の利用に係る新たな事務を定めるに当たり、瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 7 号議案

瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

瀬戸市企業立地促進条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業立地審査会) 第 6 条 <u>第 5 条第 3 項</u> の規定による市長の諮問に応じ、奨励措置の適用について審査するため、瀬戸市企業立地審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 及び 3 <省略> 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。 <u>(奨励事業者の指定に係る申請の受付の停止)</u> 2 <u>第 5 条の規定にかかわらず、令和 9 年 4 月 1 日以後の同条の規定による指定の申請は、当分の間、その受付を停止する。</u>	(企業立地審査会) 第 6 条 <u>前条第 3 項</u> の規定による市長の諮問に応じ、奨励措置の適用について審査するため、瀬戸市企業立地審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 及び 3 <省略> 附 則 この条例は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、令和 9 年度以降の指定の申請の受付を停止するに当たり、瀬戸市企業立地促進条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 8 号議案

瀬戸市駐車場条例の一部改正について

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2（第 6 条関係）			別表第 2（第 6 条関係）		
名称	単位	料金	名称	単位	料金
<省略>			<省略>		
瀬戸市駅前駐車場	6 0 分まで	<u>無料</u>	瀬戸市駅前駐車場	6 0 分まで	<u>1 0 0 円</u>
	6 0 分を超えるときは、その超える時間について <u>6 0 分</u> までごとに	1 0 0 円		6 0 分を超えるときは、その超える時間について <u>3 0 分</u> までごとに	1 0 0 円
<省略>			<省略>		
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 2 8 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 8 年 9 月 2 8 日正午以後に出場する場合に徴収する駐車場の使用料に適用し、同日正午より

前に出場する場合に徴収する駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市駅前駐車場の使用料を改定するに当たり、瀬戸市駐車場条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8 年市長提出第 6 9 号議案

市道路線の認定について

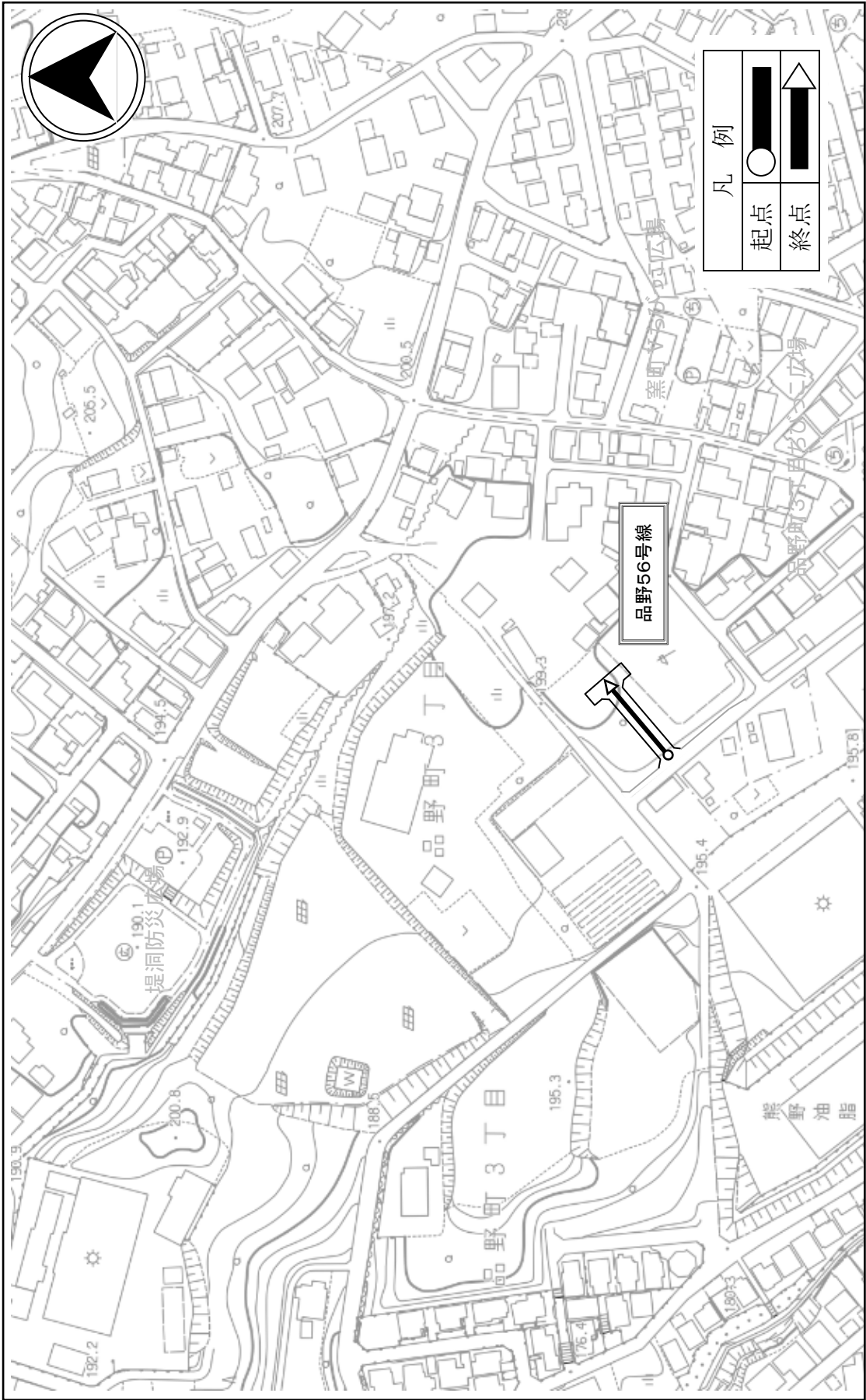
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

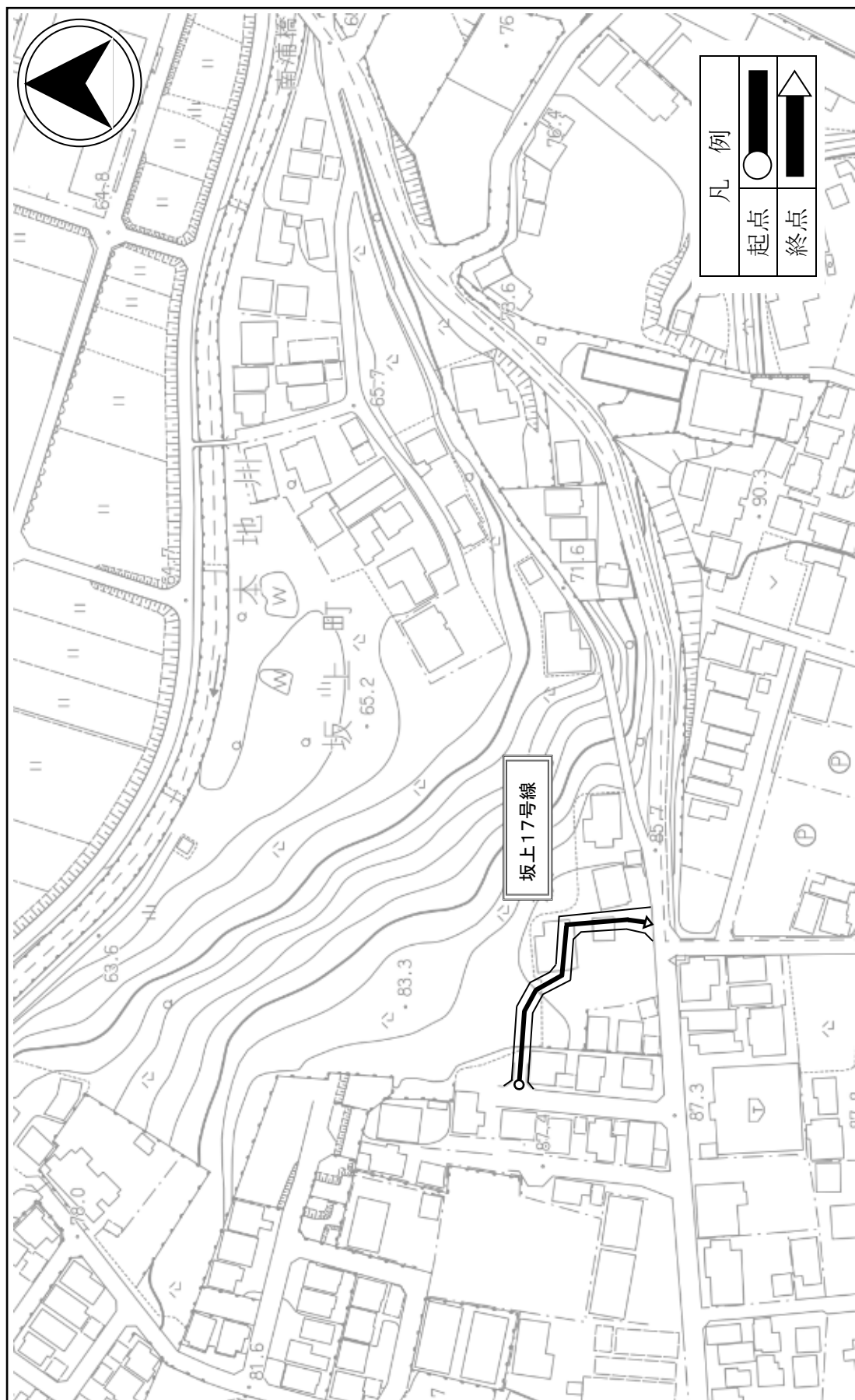
瀬戸市長 川 本 雅 之

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
1 1 2 5 3	品野 5 6 号線	品野町 3 丁目 1 3 2 番 1 5 地先
		品野町 3 丁目 1 3 2 番 2 4 地先
1 2 5 8 4	坂上 1 7 号線	坂上町 1 9 4 番 1 地先
		坂上町 1 5 5 番 7 地先

圖線路定認



認定路線図



8 年市長提出第 7 0 号議案

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置
等に関する条例の一部改正について

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第
3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務状況説明書類の提出) 第 7 条 管理者は、水道事業に関し、法第 4 0 条 の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 <u>1 回</u> 業 務の状況を説明する書類を市長に提出しなけれ ばならない。	(業務状況説明書類の提出) 第 7 条 管理者は、水道事業に関し、法第 4 0 条 の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 <u>4 月 1</u> <u>日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する</u> <u>書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から 3</u> <u>月 3 1 日までの業務の状況を説明する書類を 5</u> <u>月 3 1 日までに</u> 市長に提出しなければならない 。
2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に 掲げる事項を記載する。	2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に 掲げる事項を記載するとともに、 <u>1 1 月 3 0 日</u> <u>までに提出する書類においては前事業年度の決</u> <u>算の状況を、5 月 3 1 日までに作成する書類に</u> <u>おいては同日の属する事業年度の予算の概要お</u> <u>よび事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなけ</u>

(1)から(3)まで <省略>	なければならない。 (1)から(3)まで <省略> 3 <u>天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。</u>
-----------------	--

(瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務状況説明書類の作成)	(業務状況説明書類の作成)
第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度 <u>1回</u> 業務の状況を説明する書類を作成しなければならない。	第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度 <u>4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</u>
2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載する。	2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、 <u>11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u>
(1)から(3)まで <省略>	(1)から(3)まで <省略> 3 <u>天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作</u>

	<u>成しなければならない。</u>
--	--------------------

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）による改正後の地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の施行に伴い、瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。